

## 令和5年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日（水） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 10名  
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 谷山次則 松下清史  
鎌賀和夫 太田桂子 田代和弘 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 2名  
境 良一 齋藤英次
5. 議事録署名者指名 鎌賀和夫 議長  
議事録署名委員 田代委員 松下委員
6. 議 事
  - (1) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第17号 農用地利用集積計画の同意について

事務局 定刻前ですが出席予定の委員がお揃いですので只今から令和5年第5回の総会を開催いたします。本日は境会長、齋藤委員が欠席ですが、出席委員が定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶，境会長ご欠席ですので鎌賀副会長よりご挨拶お願い致します。

鎌賀副会長 境会長がお休みですので、代わりましてご挨拶申し上げます。新庁舎で総会が開催出来ましたことをお礼申し上げます。コロナ感染症も第5類となり今後も減少していくことをお祈りします。今後も皆様方とコミュニケーションをとりながら農地の有効利活用に努めてまいりたいと思います。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長が議長となりますが、ご欠席ですので、同規則第18条に基づき会長代理を互選頂きたいと思います。事務局案としまして、鎌賀副会長にお願いしたいと思いますが如何でしょうか。

全委員 意義なし。

鎌賀議長 それでは、不慣れですが本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 それでは、田代委員さんと松下委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請番号1番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。問題無いと思われます。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページです。申請地は申請者宅の隣接地で、農業年数は家庭菜園で50年ほど、農機具を所有しています。申請地にはさつま芋を植える予定で、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の谷山委員からご説明をお願いします。

谷山委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は50mで、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は、米、デコポンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

鎌賀議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について、確認委員の谷山委員より説明をお願いします。

谷山委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。ご審議よろしくをお願いします。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は約2km、農業年数は48年、農機具を所有し、主たる作物は、米、みかん、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について、確認委員の田代委員よりご説明をお願いします。

田代委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。本件は、永らく申請者の重元氏が耕作されており、地積調査後、私と譲渡人、譲受人3者で協議を行い良い結果となりました。ご審議よろしくをお願いします。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は450m、法人を設立して22年、農機具を所有し、主たる作物は、米、きゅうり、レタス、いちごになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんからご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について、確認委員の松下委員よりご説明をお願いします。

松下委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。ご審議よろしくをお願いします。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は車で10分、農業年数は過去に5年ほど、農機具を所有し、申請地には柿を植える予定で、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんからご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので5番については承認致します。以上、議案第15号について5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第16号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番については、特に問題はないものと思われます。以上です。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、東京都八王子市に居住する個人で、経営する医療美容院の新店舗を建築する計画をたてたところ、申請地の近くには国道や県道が通っており、利便性が良いと考え、また、地元の地域活性化に役立てたいという思いもあり、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内であるため、第3種農地になります。以上です。

鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀会長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明いたします。地図は 12 ページです。申請人は、松山町で建設業等を営む法人で、申請地にはすでに一時転用の許可がおりており、1 年ほど前から仮の施設で児童発達支援施設を運営しています。当初の予定通り本施設を建設するため、今回の転用申請となりました。なお、本来、一時転用後は農地に原状復帰させる必要がありますが、今回の場合、本施設を建てるためにすぐに転用申請があつていまずので原状復帰までは求めています。申請地は、都市計画の用途地域内であるため、第 3 種農地になります。以上です。

鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀会長 異議なしということですので 2 番については承認致します。次に申請番号 3 番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号 3 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明いたします。地図は 13 ページです。申請人は、栗崎町で不動産業等を営む法人です。申請地は、休耕地で、周辺は住宅が立ち並んでいることから、住宅地として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域であり、かつ 500m 以内に宇土小学校、宇土エンゼル保育園があるため、第 3 種農地と思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀会長 異議なしということですので 3 番については承認致します。次に申請番

号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は14ページです。申請人は、宇城市に居住する個人で、現在借家住まいで手狭になってきたため住宅の建築を考えたところ、申請地は周囲にも住宅地が広がっており、国道も近く利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀会長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番については、申請受付から総会までの間に譲渡人が亡くなられたため、相続人が決定するまで保留とします。今回の議案からは削除をお願いいたします

鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀会長 異議なしということですので5番については取り下げとします。次に申請番号6番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

- 安田委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。
- 鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号6番について説明いたします。地図は16ページです。申請人は、熊本市西区に居住する個人です。建設業を営んでおり、昨年度、申請地の隣接地を資材置場として転用していますが、今回はこの資材置場に通う従業員の駐車場用地としての転用申請となります。資材置場は会社名義でしたが、今回は資金面の問題や、将来的に会社以外に貸駐車場として提供する可能性を考え、個人名義での取得になったとのことです。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。
- 鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 鎌賀会長 異議なしということですので6番については承認致します。次に申請番号7番について確認委員の太田委員から説明をお願いします。
- 太田委員 申請番号7番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。
- 鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号7番について説明いたします。地図は17ページです。申請人は、東京都千代田区で小売業を営む法人で、店舗用地を探していたところ、申請地は、国道沿いで交通量が多いため集客が見込まれ、売り上げが期待されると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、駅から300m以内にある農地のため、第3種農地になります。以上です。



鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀会長 異議なしということですので7番については承認致します。以上、議案第16号について7件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第17号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の設定はありませんでした。③につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、現在の所有者、熊本県農業公社から耕作者が農地を買い入れるものです。次に21ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で1,958㎡となっています。次に22ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第5回総会時点での令和5年の累計は、基盤法による利用権の再設定が53,379㎡、農業公社による利用権の新規設定が36,681㎡、所有権の移転は7,678㎡です。以上です。

鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしですので、議案第17号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を谷山委員にお願いします。

谷山委員 以上をもちまして令和5年第5回農業委員会総会を閉会します。

議 長 鎌賀 和夫 印

議事録署名人 田代 和弘 印

議事録署名人 松下 清史 印